

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	航路標識整備事業費		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課		課長 金子英幸	
会計区分	一般会計		施策名	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、22号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けた新たな取組み)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用し、海上交通センターにおける船舶への情報提供の充実強化を図っているほか、各船舶が航行すべき航路等を明示する灯台や灯浮標といった航路標識について、視認性・識別性の向上といった高度化整備や災害発生時の信頼性向上のための一般商用電源から太陽光発電への変更、災害によって被災した航路標識の復旧等を行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	3,901	1,946	-	1,278	7,125		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(27年度)			
	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数ゼロ(第3次海上保安業務遂行計画)	件	0	活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の果報に係る見込み</small>	航路標識整備事業の実施箇所数	箇所	106
我が国周辺で発生する海難隻数の減少(海難隻数の約1割削減)(第3次海上保安業務遂行計画)	隻	2,220隻以下					
単位当たりコスト	12.1(百万円/箇所)		算出根拠	平成23年度第3次補正予算額/整備箇所数			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」の、 5 復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (i)被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (v)大災害時に、「公助」を担う主体である…海上保安庁…による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。… に該当する施策である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災した航路標識の復旧、航路標識の自立型電源化(太陽電池化)等の防災対策の推進は、被災地の復興支援のため海上輸送に従事する船舶の航行の安全を確保するために必要不可欠である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				航路標識の復旧及び防災対策の推進により、海上交通の安全を確保し、もって地域経済社会の復旧・復興に大きく貢献できる。また、自立型電源化や耐震強化により、災害発生時であっても航路標識の被害を軽減することができる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				配電線を敷く従来の方式に比べて設置費用が安価な太陽電池を導入することで工事費を削減できるほか、効率性の高いLED灯器の採用により、電気料についても節減できることとなる。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				航路標識の建設は、海上保安庁法により海上保安庁の所掌事務とされている。			

<p>他の事業と総合的で、計画的に実施されるものとなっているか。</p>	<p>航路標識の復旧は、港湾等の復旧に合わせ計画的に実施することとしている。また、航路標識の防災対策については、東海・東南海・南海地震の対象地域に位置するものを優先させるなど、将来も見据え計画的に実施している。</p>
<p>事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。</p>	<p>調達に係る諸準備を既に進めており、補正予算成立後、早急に調達手続を開始することにより、迅速な着手・執行は可能である。調達については極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、事業の進行管理は、逐一業者に進捗状況を確認することで確保する。</p>

- 注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
- 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/ ))」などと記入すること。
- 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。